

許さない



- ・セクシュアル・ハラスメント
- ・ストーカー行為等
- ・売買春
- ・性犯罪
- ・夫・パートナーからの暴力

女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

11月12日(土)～25日(金)

【25日は女性に対する暴力撤廃のための国際デー】

女性に対する暴力をなくす運動

人は誰でも安全に、安心して自分の意思を大切にしながら生きる権利があります。しかし、世の中には、他人の気持ちを無視して、一方的に嫌がる事をしたり、気持ちを傷つけたり、力で言うことをきかせようとしたりする人がいます。こうした行動を「暴力」と言います。暴力の被害実態や男女の置かれているわが国の社会構造を見るとき、特に女性に対する暴力について早急に対応する必要があります。

あることから、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図るため、国が主唱し、取り組む運動です。町でも、DV防止と啓発には「松伏町男女共同参画推進条例」や「松伏町配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」を制定し、暴力を許さない社会の実現に向け積極的に取り組んでいます。

●パープルリボンについて

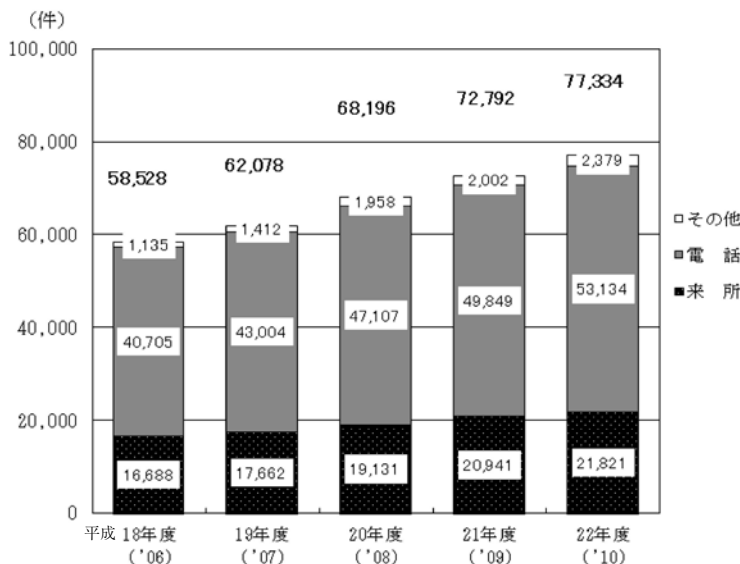
女性に対する暴力を許さない社会づくりに取り組んでいる世界各地の個人や団体が、暴力の下に身を置いている人々に勇気を与えようとの願いから、「パープル」をシンボルカラーとして布リボンやバッジなどにより「パープルリボン」を広めており、現在では40カ国以上に広がっています。

●【東京タワー・パープルライトアップ】 11月25日(金) 17:20～24:00

このライトアップは、女性に対する暴力の根絶を呼びかけるとともに、被害者に対して「あなたは一人ではないよ！ぜひ相談してみてください」と寄り添うメッセージでもあります。

●配偶者からの暴力に関するデータ

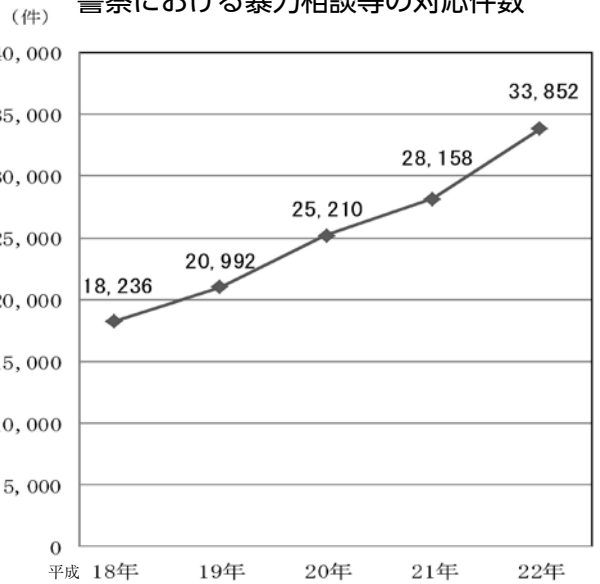
配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数



資料出所：内閣府調べ

配偶者暴力防止法に基づき、都道府県の婦人相談所など適切な施設が、支援センターの機能を果たしています。市町村が設置している支援センターもあります。平成23年4月現在、全国の支援センターの数は201カ所（うち市町村の支援センターは28カ所）となっています。

警察における暴力相談等の対応件数



資料出所：警視庁調べ

対応件数とは、都道府県警察において、配偶者からの暴力事案を相談、援助要求、保護要求、被害届・告訴状の受理、検挙等により認知・対応した件数です。

悩んでいたら、ぜひ相談してください。一緒に解決策を考えていきましょう。

○町内の相談機関は最終ページの「お知らせコーナー」をご覧ください。